

物 件 調 書

物件番号 1201

所在地	徳島県徳島市川内町宮島錦野42番9				
住居表示					
現況地目	宅地	163.97㎡	工作物	一式	
及び面積等			立木竹	—	
登記簿記載事項	地番 42番9				
	地目 宅地				
	数量 163.97㎡				
接面道路の状況	北側 舗装市道 幅員約4.0m (法第42条第1項第1号道路)				
法令に基づく制限	建築基準法	市街化調整区域			
		用途地域	指定なし		
		地域・地区	指定なし		
		建蔽率	70%		
		容積率	200%		
		高度制限	指定なし		
		防火指定	指定なし		
	その他	建築基準法第22条 都市計画法第34条又は第43条			
		宅地造成及び特定盛土等規制法第12条 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項			
		都市再生特別措置法第88条、第108条			
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	無	負担の内容		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況	施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線 有	—	—	
	公営水道	接面道路配管 有	下記参考事項欄記載のとおり	未定	
	公共下水道	接面道路配管 無	未定	未定	
	都市ガス	接面道路配管 無	未定	未定	
交通機関	鉄道等	—			
	バス	徳島バス 錦野団地前バス停の 北西方 約0.2km 徒歩3分			
公共施設	徳島市役所川内支所		川内南小学校	川内中学校	
参考事項	別紙（次頁）を参照してください。				

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎本地は、市街化調整区域内に存するため、建物の建築等に際しては、都市計画法第34条又は第43条の許可が必要です。（問い合わせ先：徳島市都市建設部建築指導課）

◎本地は都市機能誘導区域外、居住促進区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築や一定規模の開発行為等を行う場合は、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要になります。（問い合わせ先：徳島市都市建設部都市建設政策課）

◎本地は、宅地造成等工事規制区域に指定されており、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が必要です。（問い合わせ先：徳島県東部県土整備局徳島庁舎建築指導担当）

◎本地は以前、国の宿舎敷地でした。

◎本地の上水道の引込みにあたっては、徳島市上下水道局と協議が必要なほか、前面道路埋設管所有者の同意が必要です。（問い合わせ先：徳島市上下水道局お客さまセンター給水装置係）

◎南側道路は水路にコンクリートブロック暗渠をしたものであり、敷地から当該水路への排水については、土地改良区の同意が必要となります。（問い合わせ先：川内土地改良区）

◎工作物一式の内訳は、囲障です。

◎敷地西側、南側の境界部にコンクリートブロック塀が設置されています。

◎東側隣接地（42番8）は更地（屋外駐車場）ですが、本地との間に囲障は設置されていません。

◎西側隣接地（42番10）の樹木の枝葉が本地上に越境していますが、当事者間で確認書は交わしていません。

◎敷地西側のブロック塀の一部が北側市道に越境しているほか、西側隣接地（42番10）のブロック塀の基礎が本地に越境しており、当事者間で確認書を交わしています。詳しくは、徳島財務事務所管財課備付資料を閲覧してください。

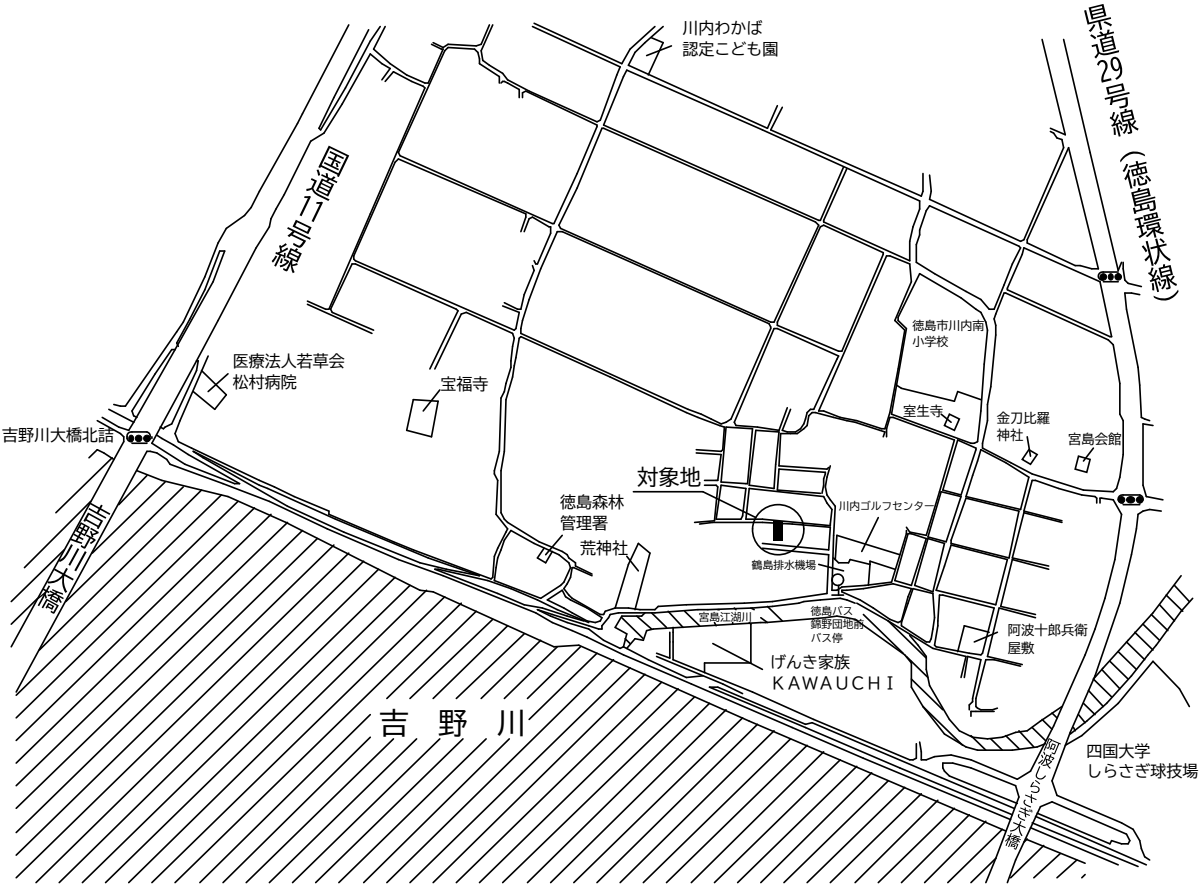
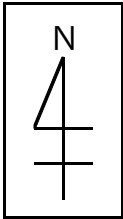
◎本地を含む周辺地域は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：徳島県危機管理部防災対策推進課事前復興担当）

◎本地を含む周辺地域は、徳島市により水防法に基づき、水害ハザードマップが作成されています。詳細については、徳島市危機管理局危機管理課にご照会ください。

◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

物件番号 1201

案	内	図
---	---	---



売払物件

※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

明

細

図



市道宮島錦野3号線 (幅員4.0m)

市道への越境部分

9.02

1.44

42-10

42-9

42-8

隣接地ブロック塀基礎越境部分

コンクリートブロック塀

14.85

1.74

16.73

コンクリートブロック塀

9.03

道 (水路)

1.58

単位 : m

現 況 写 真

